

広島県告示第三百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県立総合技術研究所農業技術センターの生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。
平成二十六年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名 称	住 所	委託した年月日 (委託期間)
	株式会社 安芸管理サービス	安芸郡海田町寺迫二丁目一 番三五号	平成二六年五月一日 (平成二六年五月一日) 平成二九年三月三十一日